

# 令和6年度進行管理 戦略点検シート

◎基本政策 1 子どもたちに輝く未来をつなぐ

<b>主要課題</b>	No. 13	総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護
-------------	--------	-------------------------

## ● 4年後の目指す姿・計画期間の方向性 ●

主要課題の戦略シートで設定している「4年後の目指す姿」と「計画期間の方向性」を転記しています。

<b>4年後の目指す姿</b>	区と地域の関係機関等が緊密に連携することで、総合的な相談・支援体制が切れ目なく強固なものとなり、子どもの最善の利益が守られている。
<b>計画期間の方向性</b>	<p>○予防的支援と対応力の強化 児童虐待を未然に防止するため、子どもと家庭に対する包括的な支援体制を構築し、関係機関と緊密に連携することで、孤立化しがちな子育て家庭を早期発見し、より早い段階から予防的支援につなげます。</p> <p>○専門的な相談支援の充実 子どもと家庭に関する相談の中でも、緊急かつ高度なものや、ハイリスクなものに対し、適切な評価を行い、子どもと家庭が抱える困難に寄り添いながら、その課題解決に向けて専門性を活かした支援を行います。また、相談員の計画的な研修受講等により、相談対応力や虐待対応技術力の向上に努め、切れ目ない支援体制を構築します。</p>

事業費（令和5年度） 上段：実績 下段：当初予算

## 1 どのような事業で何をしたか（実績）

戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなったか」を記しています。

事業番号	事業名称	所管課	事業の持つ役割						事業費(千円)
5	<b>乳児家庭全戸訪問事業</b>	保健サービスセンター	乳児の健康を守り、虐待の発生を予防する。						8,992千円 (9,455千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 訪問指導実施率	%	83.0 (実数)	91.2 (1,553)					
	② 心理相談延べ人数	人	31	39					
	③ 訪問指導員研修会	回	2	2					
R5(2023)	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことや、出産応援ギフトの配付などが影響していることで訪問依頼数が増加し、これに伴い訪問指導件数も増加しました。専門員が訪問することで子育て困難感を抱える家庭への支援を行いました。								
7	<b>乳幼児家庭支援保健事業</b>	保健サービスセンター	子育て家庭の育児不安やストレスを軽減し、虐待の発生を予防する。						4,202千円 (4,317千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 4か月児健診 虐待予防スクリーニングにおける要支援者数	人	21	12					
	② 親グループワーク参加者数	組	115	96					
	③ 子どもグループワーク参加者数	組	210	273					
R5(2023)	親同士の交流が深まることで支えあえる関係を築き、育児不安の軽減を図ることができました。								

18	子ども家庭相談事業		子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する総合的な相談の実施や保育所等への巡回等により、支援が必要な家庭を適切な支援につなげ、児童虐待を未然に防止する。					24,585千円 (37,715千円)	
	主な取組実績			単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 総合相談事業（相談員の行動回数） （内数：児童虐待に関する相談員の行動回数）			回	36,690 (22,567)	37,914 (21,329)				
	② 子ども応援サポート室巡回相談			回	93	203				
③ 子ども応援サポート室相談受理			件	33	88					
59	児童虐待防止対策事業		子ども家庭支援センター	児童虐待を未然に防止するため、地域の支援ネットワークを構築する。					6,208千円 (8,047千円)	
	主な取組実績			単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携会議			回	91	141				
② 家庭支援ヘルパー派遣回数			回	251	413					
60	（仮称）文京区児童相談所の整備		児童相談所開設準備室	児童相談所の設置に向けた施設の整備と児童相談体制を強化する。					288,443千円 (289,736千円)	
	主な取組実績									
	R5(2023)	区児童相談所開設に向け、「（仮称）文京区児童相談所運営計画」を踏まえた専門職の配置人数を確保するため、児童相談所等の勤務経験のある職員等の採用を進めました。また、一時保護所を含む児童相談所に求められる専門的な児童相談支援のスキルを習得し、現場対応力の向上と、本区の地域特性に応じた総合的な相談・支援体制の構築に資するため、他自治体の児童相談所等に職員を派遣し、区児童相談所の開設に向けた人材育成に取り組みました。 なお、区児童相談所の施設整備については、関係部署との丁寧な連絡調整を図りながら、工程通りに進捗しています。								
●特記事項（実績の補足）										
<p>子ども家庭相談事業における子ども応援サポート室巡回相談事業については、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、所属長に変更があった機関などに訪問先を限定していました。5年度はできるだけ多くの施設を訪問し、要保護児童対策協議会における連携を確認するとともに、支援が必要な家庭の早期発見に努めました。</p> <p>子どもの最善の利益を守るため、8年3月の「（仮称）子どもの権利擁護に関する条例」の制定に向けて、検討に着手しました。</p>										

2 社会ではどのような動きがあったか （社会環境等の変化）		人口の増減や、国や都の動きなど、主要課題の背景に関して「何があったか」「今後予想される」等の社会の変化を捉えています。
チェック	チェック項目	
有	主要課題に関連する法改正があった（今後、法改正がある）	
有	主要課題に影響を及ぼす変化等があった（今後、変化等の可能性がある）	
<p>国は令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し「こども基本法」を施行しました。また、5年12月に「こども大綱」を策定し、子どもの意見表明の機会等を確保しながら、子ども施策を総合的に推進することが求められています。</p> <p>また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法等が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充、一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化等が図られました。</p> <p>さらに、都が策定した「都道府県社会的養育推進計画（計画期間10年、第1期令和2～6年度、第2期令和7～11年度）」の第2期計画の策定に関連し、児童相談所設置区においても、当該計画の策定が求められます。</p>		

### 3 成果や課題は何か（点検・分析）

1と2に基づき、計画期間の方向性ごとに「課題解決にどのような成果があったか」「成果が出ない要因は何か」「新たな課題が生じていないか」などを点検・分析します。

#### ○予防的支援と対応力の強化

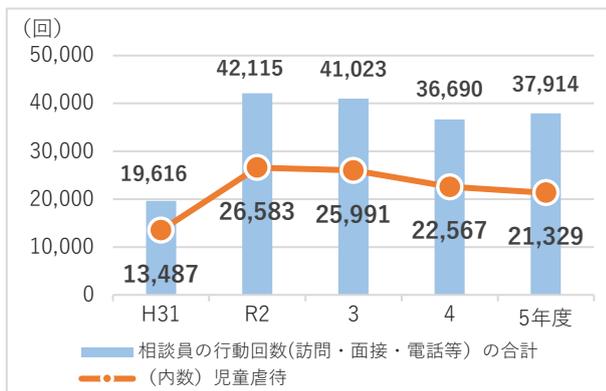
巡回相談の強化と関係機関との緊密な連携により、支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切に支援につなげるなど、虐待防止に努めるとともに、予防的支援の充実を図りました。また、児童福祉法に定められる「こども家庭センター」機能の整備に向け、要支援家庭の情報共有を図る合同ケース会議の設置やサポートプランの作成など、児童福祉部門と母子保健部門がこれまで以上に緊密に連携し、妊娠期から支援が必要な家庭に寄り添い、確実に支援につなげる体制を整える必要があります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行により、法に基づく外出自粛制限がなくなったことや、出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施により、乳幼児全戸訪問数が増加しました。

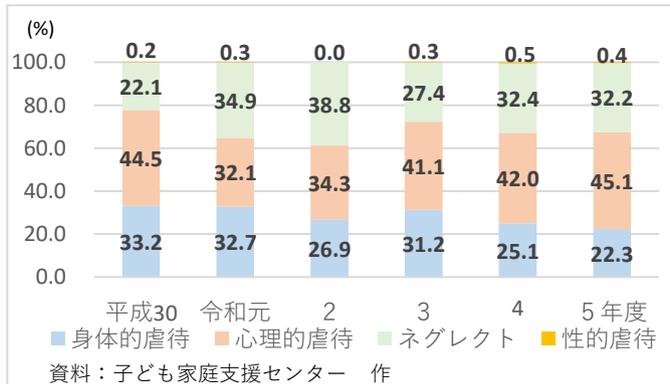
#### ○専門的な相談支援の充実

令和7年4月からの児童相談所の開設に向け、本区の専門的な相談支援スキルの充実を図るため、職員を他自治体の児童相談所等に派遣し、現場での適切なアセスメントや、高度で実践的な相談支援のスキルを学び、現場対応力の向上に取り組めました。また、特別区職員研修所をはじめ、庁内外の専門研修を計画的に受講し、より専門的かつ実務的なスキルの習得に努め、職員の相談対応力及び虐待対応技術力の向上に取り組めました。

#### ●子ども家庭支援センターにおける総合相談事業の実績



#### ●児童虐待内容別状況



#### 【SDGsの視点】

	<p>関係機関と緊密な連携体制を構築することで、孤立化しがちな子育て家庭を早期発見し必要な支援につなげ、全ての児童が安心して生活できる環境整備に努めました。</p>
	<p>区児童相談所の整備を進めているほか、職員が高度で専門的な相談援助スキルを習得する研鑽を積み、現場対応力を増進させることを通して、子どもたちや保護者の方への一層の福祉向上に取り組んでいます。巡回相談等により、支援が必要な家庭を早期に発見し適切な支援につなげるなど、全ての児童が安心して生活できる環境整備に努めました。</p>
	<p>子どもの最善の利益を守る法律専門相談や養育費確保支援事業等の実施により、安全かつ安心な子どもの養育に係る環境の確保に努めました。</p>
	<p>地域の支援機関を含め、関係機関が連携しチームとなって対応し、複合的な課題をもつ家庭に切れ目なく支援を届けるよう努めました。</p>

#### 4 今後どのように進めていくか（展開）

3を踏まえ、「何の対応が必要か」「何をどのようにしていくか」など、次年度以降の戦略としての進め方を記しています。

令和7年4月の区児童相談所の開設に向け、東京都児童相談センターからの文京区ケースの引継ぎを確実に実施できるよう、引継チームを編成し、福祉・心理職の派遣職員を段階的に追加しながら、適切かつ円滑な引継ぎを実施します。また、職員の専門的な知見の持続的な継承、児童福祉法改正への対応、児童相談所の安定的な運営等を見据えた中長期的な組織編制及び人材確保等について、関係部署と調整を図りながら、区児童相談所の開設準備を着実に進めていきます。さらに、児童相談所の開設に向け、より効果的な運営に資する、業務の特性に応じた施設内の執務環境の整備を着実に進めていきます。

また、区児童相談所の開設にあわせて、子ども家庭支援センターに、児童福祉法に定められた「子ども家庭センター」機能を整備し、職員の相談対応力の向上に努め、妊娠期から支援が必要な家庭や子どもに寄り添った支援を実施するよう検討します。子ども家庭支援センターと区児童相談所は互いの機能を相互補完的に最大限活用し、予防から危機介入まで幅広い相談に対応できる児童相談体制づくりを着実に進めていきます。

さらに、児童虐待を未然に防止するため、養育困難な家庭を対象に家事や育児を援助する家庭支援ヘルパー派遣、育児不安を抱える保護者を対象とした育児スキルトレーニングの実施など引き続き家庭支援事業の充実を図っていきます。

「（仮称）子どもの権利擁護に関する条例」の制定に当たっては、子どもを含む区民から意見を聴取する様々な機会を確保し、検討を進めてまいります。

#### 5 次年度、事業をどうするか（事業の見直し）

4を踏まえ、主要課題に紐づけられている個々の計画事業の次年度の検討の方向性を、「継続」「レベルアップ」「縮小」「統合・分割」「計画変更」「事業終了」で記します。

事業番号	計画事業名	所管課	次年度の方向性
5	乳児家庭全戸訪問事業	保健サービスセンター	継続
7	乳幼児家庭支援保健事業	保健サービスセンター	継続
18	子ども家庭相談事業	子ども家庭支援センター	継続
59	児童虐待防止対策事業	子ども家庭支援センター	継続
60	（仮称）文京区児童相談所の整備	児童相談所開設準備室	事業終了